

ご存知ですか？「クーリング・オフ」制度

消費者が訪問販売などの特定の取引形態で契約した場合、頭を冷やして(cooling-off)考える機会を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフすると、商品は業者の負担で引き取ってもらえます。また、支払ったお金は全額返してもらえます。

◇ 契約書面を受け取った日から一定期間内に書面(ハガキ可)で通知します。

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供(エステ、学習塾等)、訪問購入・・・**8日間**
マルチ商法、内職・モニター商法・・・**20日間**

◇ 通信販売などクーリング・オフできない契約もあります。

クーリング・オフできるかどうかや、手続きが分からない時はお早めにご相談ください。

消費生活に関することで困ったときは、
一人で悩まずお住まいの市町消費生活相談窓口、
または三重県消費生活センターへご相談ください。

●消費者ホットライン

「消費者ホットライン」に電話をかけると、お住まいの市町消費生活相談窓口、
または三重県消費生活センターへつながります。

い や や

消費者ホットライン 局番なし  **188**

三重県消費生活センター 相談専用電話

 **059-228-2212**

■相談時間：月曜日～金曜日

9時～12時 13時～16時

※祝日・振替休日・12月29日～1月3日を除く



相談する場合のポイント

- トラブルにあったと思ったらすぐに相談する。
- 出来るだけ契約者本人が相談する。
- 契約書などの書類をそろえておく。

〒514-0004

三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階

●JR・近鉄津駅東口から徒歩約10分

●三重交通バス「県庁前」から徒歩約2分

